

多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム
派遣研究報告書

2012 年 3 月 6 日

派遣者氏名（専門分野）	旗手 瞳 （ 東洋史 ）
-------------	--------------

下記のとおり報告します。

記

研究テーマ	吐蕃統治下の青海及びその周辺地域の歴史—特に吐谷渾（'A zha）の動向を中心に—
-------	---

派遣期間

2012 年 2 月 2 日 ～ 2012 年 3 月 3 日

訪問研究機関	国	都市	訪問機関	受入研究者
	フランス	パリ	国立図書館（Bibliothèque nationale de France, BnF）のリシュリュー館（Site Richelieu）	

派遣先で実施した研究内容

派遣者はフランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France, 以下 BnF）のリシュリュー館において吐蕃期（786~848 年）・帰義軍期（848 年～11 世紀初頭）に属す敦煌文献の実見調査を行った。敦煌文献は 20 世紀初頭に発見された後、各国の探検隊が持ち去られた結果、現在イギリス、フランス、ロシア、中国、日本など各国の博物館・研究機関に分散して保管されている。これら敦煌文献の中で、吐蕃期に作成されたチベット語・漢語文献は、吐蕃統治下の青海及びその西北に位置する敦煌の歴史を研究する派遣者にとっては最も基本となる史料である。

BnF の敦煌文献は東洋史学者ペリオによって将来されたものである。今回、派遣者は滞在期間を自費で延長し、約 1 ヶ月の調査で 28 点のチベット語文献と 14 点の漢語文献を調査した。内容は全て公的な通達や任命書、また契約や私信、あるいは草稿や習字のための書きつけといった世俗文献（非宗教文献）であるが、特に重点を置いたのはチベット語で作成された「裁判文書」である。「裁判文書」とは公的機関に提出された上申に対し、判定を下して通達することを目的に作成された公文書を総称するに当たり、派遣者が便宜的につけた名称である。上申は一人の場合もあれば、複数の立場（原告、被告の他、証言を求められた関係者）から提出される場合もある。調査した中にそのような「裁判文書」に該当するものは 8 点含まれ、短いもの（Pt.1085）で 9 行、最も長いもの（Pt.1077）は実に 138 行にも及んでいる。

調査に当たっては各文書のサイズ（縦と横の長さ）を測定し、形態（一枚紙か複数枚の紙を貼り合わせているか）、行数、紙質、印影や裏面使用の有無などを確認した上で、取ったデータは全て Excel を用いて一覧表を作成した。またチベット語文献に関しては OTDO（Old Tibetan Documents Online Monograph Series）に、漢語文献については『真跡積録』等にすでに録文が掲載されている場合を除いて、録文を新たに Word で作成するとともに、日本から持参した『漢字典』『五體字類』Tibetan-English Dictionary, 『現代チベット語動詞辞典（ラサ方言）』等を用いて概要の把握を行った。

研究の当初の目的・計画の達成状況、明らかにできた成果

派遣者は当初、上記のチベット語で作成された「裁判文書」を中心に、27 点のチベット語文献と 15 点の漢文文献の閲覧申請を BnF の東洋写本部に宛ててメールで提出した。文書保全のため、閲覧許可が下りなかった 1 点の漢語文献を除き、出発前に全ての文献について閲覧許可を受けることができた。そして事前に申請したものに、到着後に新たに申請したチベット語文献 1 点を加え、期間内に計 42 点を調査することができた。

その結果、特にチベット語文献の中から重要な成果をえることができた。「裁判文書」については、その中に頻繁に登場する mchid shags gsol ba ないし mchid gsol ba という定型表現について「上申する」が適訳であると確信することができた。また二つの言い回しは、ほとんど区別なく用いられたようである。さらに、一見すると同様の書式を持つように見える 8 点の裁判文書の中に、最終的に下した判定（判辞）の部分だけ別筆で記されているものが 2 点（Pt.1080, Pt.1081）あることに気づいた。それらはいずれも内容から帰義軍期に作成された「裁判文書」と判断できるが、吐蕃期に作成された「裁判文書」にはそのような跡は見られない。おそらくこれは、判定を下す主体がチベット人から、漢人へ変わったことが影響していると考えられる。今回調査した漢文文献の中で、吐蕃期に作成された漢文文献について唐代以来の文書の書式が維持されたことを確認できる（P.ch.3613）。おそらくチベット人が撤退した後、敦煌で成立した張氏帰義軍政権では、吐蕃期のチベット語文書の書式を理解し用いる一方で、文書の実際の処理においてまでチベット人のやり方を真似ることはなく、漢文で書かれた公文書と同様のやり方で処理したものと推測される。

この他に、吐蕃期に作成されたチベット語文献 Pt.1093 について、それがいまだ研究のされていない奴隷の交換契であることを発見することができた。また Pt.1185 は吐蕃支配下の吐谷渾（アシャ）国を統治する甥アシャ王とその大臣らが登場し、デカムの軍需物資の運営に少なからず関与していたことをうかがわせる興味深い内容を含んでいる。

派遣後の研究発表の予定

今回の調査で得た成果は中央アジア学フォーラム等の研究会で発表後、『東方学』に投稿を予定している。